

県内初制定へ 市内14年方針

ミドリガメ規制へ条例

川・池へ投棄抑制 事業者に罰則も

明石市は19日、外来種のミシシippアカミミガメ(ミドリガメ)の大量繁殖を抑えるため、2014年度に条例を制定する方針を明らかにした。市内のため池や川に多くのミドリガメが生息、在来の動植物に深刻な影響を与えていることから決めた。大量投棄規制のため、事業者を対象に罰則規定を盛り込むことも検討する。

(新聞真理)

市会審議から

市が市会生活文化委員会で報告した。「あ

かしの生態系を守る条例(仮称)」は、当面ミドリガメを規制対象とし、市民に投棄しないよう呼び掛け、生態系保全を目指す。環境省や市によると、20

都道府県(12年度)が同じ趣旨の条例を制定しており、県内では初めてという。ペットショップなどで販売されているミドリガメは北米原産。水草やヤゴのほか、河口付近にいるクロダイの稚魚なども食べる。繁殖力が強いため、在来種のイシガメなどの生

飼えなくなったミドリガメを引き取るキャンペーンも市内各地で実施。計145匹(クサガメ7匹を含む)を引き取り、神戸市立須磨海浜水族園内の保護研究施設に収容した。

14年度は5月の産卵期に合わせた調査や引き取りのほか、同水族園長で明石市のミドリガメ対策アドバイザーを務める亀崎直樹さんを招き、生物多様性をテーマにしたフォーラムを7月に開催。ミドリガメの繁殖状況と調査を親子らで見学する「カメツアー」も行う。市は「市民の協力を得て、息長く対策に取り組みたい」としている。



市が規制を本格化させるミドリガメ=大久保町谷八木(昨年5月撮影)

昨年秋には、家庭で